

NECTA NEWS

発行日：令和7年4月15日

■編集 一般社団法人 自然環境共生技術協会 東京都中央区日本橋人形町3-11-2
レコルテ85ビル 4F
TEL: 03-6280-3722
■発行 一般社団法人 自然環境共生技術協会 東京都中央区日本橋人形町3-11-2
レコルテ85ビル 4F
TEL: 03-6280-3722
FAX: 03-6280-3723
E-mail: necta@necta.jp
URL: https://www.necta.jp

contents...

1. <巻頭言>環境省自然環境計画課長 番匠克二氏
2. <令和7年度環境省自然環境局予算の概要>
3. <令和6年度第2回技術セミナー報告>
4. <令和6年度第3回技術セミナー報告>
5. <NECTA最近の動き>
6. <協会活動報告>
7. <お知らせ・イベント情報>
8. <会員からのお知らせコーナー>

一般社団法人 自然環境共生技術協会

Natural Environment Coexistence Technology Association

・ニュースレター 第84号・

1. 巻頭言

地域生物多様性増進法の施行を迎えて

環境省自然環境局自然環境計画課長
番匠 克二

2025年4月1日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」が施行された。同日より、環境保全再生機構（ERCA）において、新法に基づく「自然共生サイト」の申請受付が始まった。



自然共生サイトについては、2023年から環境大臣による認定制度として既に328箇所が認定されている。この審査に当たっては、環境省が想定していた以上に申請希望があり、対応が十分できなかった面がある。ERCAにおいては、常時受付ができる体制をとり、認定サイトの拡大を図っていききたい。いずれにしても、想定以上の関心が企業等の民間団体の方々から寄せられたのは大変ありがたいことであった。

新法に基づく自然共生サイトは、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣の三大臣による認定制度となる。新法では、地域における生物の多様性を増進する活動の認定制度が柱となっており、この増進活動実施計画の活動区域をこれまでと同様「自然共生サイト」と呼ぶことを新法第8条の規定に基づく「地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針」で定めている。

新法の「生物の多様性の増進」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいうとされており、これまでの地域における生物の多様性を維持するタイプだけでな

く、回復・創出するタイプも自然共生サイトの対象としていくこととなる。そして維持タイプについては、これまでと同様保護地域と重複している区域を除きOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際登録をしていく。

新法への対応に加え、地域におけるネイチャーポジティブ活動を推進するため、4月1日付けで自然環境計画課内に「地域ネイチャーポジティブ推進室」を設置した。今後自然共生サイトの認定促進のほか、30by30達成に向けた各種施策の企画・実施、生物多様性地域戦略の策定推進、経済的インセンティブの運用などの業務を一体的に進めていくこととしている。特に、「自然共生サイトに係る支援証明書」については、2024年度に試行を行い、2025年3月に11者に対して支援証明書を発行した。今年度からは本格運用を行うとともに、サイト管理者と企業等の支援者のマッチングを進めていきたい。

さらに、OECMへの登録を前提とした自然共生サイトの取り組みについては、他国からも問い合わせや視察希望があるなど関心を集めている。多くの企業等が参画したOECMの仕組みは国際的に珍しく、日本型の取り組みが国際的にも認知されるよう国際発信に力を入れていきたい。

新法に基づく自然共生サイトを拡大することにより、企業やNPO・NGO、地方自治体など多くの人々が参加する地域におけるネイチャーポジティブの活動を通じて、社会変革につなげていきたい。なかでも現在高い関心を持って参画が始まっている企業について、さらに積極的な参画を促すためには、企業価値と地域価値が同時にあがることが実感できることが重要である。今後、先進的な地域においてそうした事例を実現して、他の地域に横展開していくことができればと考えている。

今後も自然環境共生技術協会の会員の皆様と連携しながら様々な取り組みを進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

2. 令和7年度環境省自然環境局予算の概要

環境省自然環境局自然環境整備課 課長補佐
村上 靖典

令和7年3月31日に令和7年度予算が成立した。本稿では、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算における環境省自然環境局予算の概要について、国立公園等の整備等に関する予算を中心に紹介する。なお、本稿で取り上げなかった自然環境局予算の主要施策については、雑誌「国立公園」（発行：一般財団法人自然公園財団）2025年1月号No. 830において詳しく紹介されているので参考にされたい。

1. 令和6年度補正予算

環境省では、令和6年度補正予算において、地域脱炭素の推進、循環経済の移行促進、国立公園のオーバーツーリズム対策等を推進するとともに、令和6年能登半島地震・豪雨等からの復旧・創造的復興、自然公園等施設の整備、クマ類等の指定管理鳥獣被害対策等を推進し、国民の安全・安心の確保に貢献するための事業を計上している。

国立公園等の整備等について、主な事業は次のとおりである。

・自然公園等事業等：48億円

国土強靱化の関連施策として、国立公園等における利用者の安全確保や国土荒廃を防止するための減災・防災対策、国土強靱化対策の加速化、持続可能な観光地域づくりに貢献する受入れ環境の整備等を推進。

・国立公園オーバーツーリズム対策等事業：5億円

地域の主体同士の連携では限界がある広域を対象としたオーバーツーリズム対策を実施するとともに、国立公園の魅力をハード・ソフトの両面から高める「国立公園満喫プロジェクト」等の取組を更に推進。

・能登半島国定公園等施設災害復旧等：6億円

能登半島国定公園をはじめ被災した自然公園施設の速やかな復旧を支援するとともに、石川県創造的復興プランに貢献するため、ロングトレイルの創設、トキと共生する里地づくり、能登半島国定公園の活用、自然環境調査など、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進を支援。

2. 令和7年度環境省予算

(1) 予算概要

「令和7年度予算編成の基本方針」（令和6年12月6日閣議決定）では、基本的考え方として、

地方こそ成長の主役であるとし、観光立国に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、防災・減災、国土強靱化の取組の着実な推進、令和6年能登半島地震等の自然災害からの復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生等に取り組むとされている。また、予算編成についての考え方として、令和7年度予算編成に当たっては、令和6年度補正予算と一体として、地方創生2.0の起動、防災・減災、国土強靱化等の重要な政策課題に必要な予算措置を講ずることで、メリハリの効いた予算編成を行うとされている。さらに、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底するとされている。

環境省では、令和7年度重点施策の基本的方向として、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けて、第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）に沿って、炭素中立、循環経済、自然再興（ネイチャーポジティブ）等の個別分野の政策を横断的に実施する6つの重点戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）により、「新たな成長」につなげる施策を統合的に推進する。また、東日本大震災・原発事故からの復興・創生、能登半島地震からの創造的復興等に取り組むつつ、今後の大規模災害への備えに万全を期すとしている。

自然環境局関係では、人と自然の良好な関係が再構築され、自然の恵みを継続的に享受できる「グリーン国土」の創造に向けて取り組む。具体的には、2030年までに陸・海の30%以上の保全（30by30目標）の実現に向けて、令和7年4月1日に施行された地域生物多様性増進法に基づき、地域の自然資本や価値向上に資する民間による生物多様性の増進活動を促進するため、自然共生サイト（OECM）等の認定加速化やそのためのインセンティブの整備を推進するとともに、国立公園等の保護地域の拡張等に取り組む。また、国土の持続可能な利用・保全・価値向上に資する生物多様性や景観等に関する情報基盤の整備・発信を進める。

国立公園・国民公園等の魅力向上・利用促進や、ロングトレイル・アドベンチャートラベル等による高付加価値観光を推進する。あわせて、登山道の管理強化、オーバーツーリズム対策等も進め、「保護と利用の好循環」を実現する。気候変動への適応に資する「自然を活用した解決策（NbS）」を推進する。

クマ類による人身被害等を防ぐため、「クマ

被害対策施策パッケージ」に基づき、人の生活圏への出没防止、出没時の緊急対応等を強化する。特に鳥獣保護管理法の改正に関する制度的対応については早急に取り組む。ヒアリ等の定着阻止のための水際対策の強化、改正外来生物法に基づき新規指定した外来カミキリムシ類等の早期発見・対処等の外来種対策を進める。

令和7年度の環境省予算及びそのうちの自然環境局予算の概要は次の表のとおりである。

<令和7年度環境省予算の概要>

	令和6年度 当初予算額	令和7年度	
		当初予算額	対前年度比
一般会計	1,480億円	1,467億円	99%
自然環境局 関係	165億円	161億円	98%
エネルギー対策 特別会計	1,899億円	1,969億円	104%
自然環境局 関係	120億円の 内数	98億円の 内数	81%
東日本大震災 復興特別会計	2,468億円	2,509億円	102%
自然環境局 関係	5億円	4億円	85%
合計	5,847億円	5,946億円	102%

(2) 自然公園等事業等：82億円

当該事業は、自然と共生する地域づくりを推進するため、国立公園の重要な整備事業、国指定鳥獣保護区の保全事業及び国民公園等の整備事業について着実に実施するとともに、地方公共団体が行う国立公園及び国定公園等の整備事業について自然環境整備交付金等により支援し、整備を推進するものである。

令和7年度は総額82億円（対前年度比100%）が計上され、内訳としては、国立公園等における直轄整備に28億円、国民公園等の事業に18億円、国立公園・国定公園等の交付金に19億円、直轄施設の維持管理費に15億円、事業調査費に0.6億円となっている。

自然環境局では、政府が平成28年3月に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園における上質なツーリズムの実現を目指し、「国立公園満喫プロジェクト」を推進している。わが国の国立公園の魅力を更に磨き上げ、世界に発信していくため、国立公園の保護及び利用上重要な一定のまとまりのある地域において、利用者に国立公園の感動体験を提供し、保護と利用の好循環により、人と自然の共生と地域振興や

地域活性化に資するための整備を重点的に実施する。

具体的には、国立公園等における直轄整備については、集団施設地区等を中心とする利用拠点において、老朽化施設の再整備、エリア内の景観改善、利便性の向上等の整備を実施する。また、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺において、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設整備を実施する。

インフラの長寿命化計画に基づき、国立公園のビジターセンター等に訪れる、あらゆる人が安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設改修や修繕等の利用環境整備を実施する。

国立公園等施設の脱炭素化に向け、公園事業施設の省エネ化や再生可能エネルギーの発電施設の設置による創エネ、さらに蓄電池も組み合わせた自立型電源の確保による防災機能の強化に係る整備を重点的に実施する。このことは、施設の維持管理費の縮減の観点からも有効である。

自然資源が消失・変容しつつある箇所においては、自然再生事業、生態系維持回復事業等を実施する。

(3) 国際観光旅客税を充当する施策：59億円

国際観光旅客税を充当する環境省分の施策について、令和7年度予算で59億円（令和6年度は51億円）が観光庁に計上されている。

「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（令和6年12月27日観光立国推進閣僚会議決定）では、令和7年度予算において、総額490億円の歳入について、「基本方針に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする」とされている。

環境省では、この国際観光旅客税を活用し、国立公園の美しい自然を活用した観光資源の整備や国民公園における滞在体験の満足度向上に向け、国立公園における利用拠点の上質化や多言語解説の整備・充実、デジタル技術を用いた展示の充実、インタープリテーション全体計画の策定と感動体験の創出等に取り組む。また、国立公園における滞在体験魅力向上先端モデル事業の対象公園における廃屋撤去や宿泊施設誘致に向けた検討を行うとともに、先端モデル事業で得た知見を生かし、民間活用による滞在体験魅力向上の全国の国立公園への展開に向けた検討を進める。

3. 令和6年度第2回技術セミナー報告

1. 開催日：令和6年12月16日（月）
2. 開催場所：NECTA会議室、リモート併用

3. 技術テーマ及び講師

- (1) ネイチャーポジティブ経済の動向
 - ・環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 室長補佐 大澤隆文氏
- (2) 総合ディスカッション
 - ・環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 室長補佐 大澤隆文氏
 - ・肥後銀行 理事 岡本光之氏
 - ・日本工営株式会社 地球環境事業部 サステナビリティデザイン室 室長 菊池淳子氏
 - ・株式会社建設技術研究所 大阪本社環境部 主任技師長 瀬口雄一氏

4. セミナー開催の趣旨

本セミナーは「環境経済」に焦点を当て、その最前線で活躍する専門家の方々に、その知見を通じて、環境コンサルタントが次に活躍すべきステージを紹介していただくとともに、どのように歩みを進めるべきかを総合ディスカッションで議論した。

5. セミナーの概要

(1) ネイチャーポジティブ経済の動向

●生物多様性の「主流化」に向けて

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の下降、劣化傾向を2030年までに食い止めて、反転させようという考え方である。その実現には、従来から行ってきた自然保護の取組みのほか、気候変動対策、汚染対策など多方面化からの環境対策の総動員が必要である。ネイチャーポジティブは、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中で明文化こそされていないものの、考え方としては入っており、それに付随して国内外で様々な制度改良、計画が進められている。

生物多様性の「主流化」にあたって、国としては、まず、経済面でネイチャーポジティブに配慮した商品を企業が生産・販売しやすく、消費者が購入しやすい仕組みづくりを行っていく。また、NX(Nature-based-Transformation)推進という政策提言も受けて、企業や地域に対し、社会変革を促す効果的な施策が検討されている。

●ネイチャーポジティブ経済移行戦略

2022年12月に「昆明・モントリオール生物

多様性枠組」が策定されたことを受けて、2023年3月「生物多様性国家戦略」が改訂された。この中で掲げた、5つの基本戦略の1つがネイチャーポジティブ経済の実現である。これを受けて、ネイチャーポジティブ経済移行戦略が2024年3月に策定された。本戦略では、企業のネイチャーポジティブ経営への移行は、単なるコストアップではなく企業の価値向上とビジネス機会であると捉えて具体例を提示しているほか、ネイチャーポジティブ経営への移行にあたり企業がおさえるべき要素の定義、国の施策によるバックアップの内容を提示している。

●企業の行動変容の支援(自然関連財務情報開示含む)

現在、ビジネス界、金融界ともに多様な国際的組織がネイチャーポジティブ経済に関わりを持ってきている。

TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の開示の枠組みは、2019年のG7環境大臣会合を発端に、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に追随する形で設立され、日本も積極的に参加している。日本の関わりは、企業や研究者が後押しをしているほか、2025年度までにTNFD統合開示予定の企業は世界1位となっている。重要なガイダンスについては、和訳版を公表する予定である。

TNFDの開示にあたっては、企業が自然資本との依存関係や影響を理解し、効果的な意思決定を行うための「LEAPアプローチ」を推奨している。TNFDはフェーズ1ではフレームワークの設計と開発に焦点を当て2023年9月に最終版を公表した。フェーズ2ではその実装と普及、市場導入の拡大に重点を置き、開示に必要なデータファシリティの設計のための試験検証をるところである。

企業によるTNFDとSBTs for Nature、TCFDとSBTへの対応は、環境経営の枠組みのなかで連動しながら効率的に進めていくことが望ましい。TCFDはすでに解散し、その枠組みはISSB(国際サステナビリティ基準審議会)の気候関連開示(S2号)に実質的に継承されており、生物多様性や人的資本も今後、ISSBの開示基準に取り込まれ、実質的な義務化の流れとなる可能性もある。

企業の開示のための指標や着眼点としては、エコロジカルフットプリント等の各種フットプリント、LIME(Life cycle Impact assessment Method based on Endpoint modeling)等のライフサイクルアセスメントを駆使することで企業活動による自然への影響を評価できるものと



大澤氏

して改めて注目されている。

LIMEはもともと気候変動や循環経済の評価を主眼に開発されてきたが、LIME3では生物多様性にも視野を広げた指標が開発されており、既に企業が活用しているところである。早稲田大学は環境省と連携し、このLIME3をさらに発展させ、ネイチャーフットプリントという新しい指標を研究開発中である。ネイチャーフットプリントでは、生物多様性に加え生態系サービスに対しても各企業の活動がどれだけ負荷を与えたかを計り、それを貨幣価値で統合的に表現することを見据えている。

環境省では、専門家による開示の技術支援を目的としたワークショップやビジネスマッチングイベントを随時開催しているほか、プラットフォームとなるWEBサイトの準備も行っている。

●国内の緑への価値付け

「30by30目標」に向けた達成状況をみると、令和6年12月現在253箇所の自然共生サイトが認定されている。そのうち、陸地の保全割合は、目標を定めた2021年時点で20.5%であり、保護地域(国立公園)の拡張と並行し、民間所有の緑地帯や社寺林、学校林も「自然共生サイト」として環境省が認定することで保全範囲の拡大を進めている。

令和6年9月からは、自然共生サイトの保全管理への支援を促進するため、支援者に対しても支援証明書を発行する試行制度を開始した。支援証明書は、環境に対するポジティブな貢献を公的に示すもので、TNFD開示にも活用されれば、企業価値向上につながることも期待できる。

(2) 総合ディスカッション

●肥後銀行における環境関連の取組み例

令和2年、環境省九州地方環境事務所と、九州の4銀行(大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、肥後銀行)が「地域循環環境共生圏に関する連携協定」を締結した。これは、①SDGsの普及・啓発、②ESG融資等の推進、③国立公園等の自然を活用した地域活性化を国と各地方銀行が協働で推進する取組みである。

肥後銀行は、「地域の産業や自然・文化を育て守り、引き継ぐことで地域の未来を創造していくこと」を企業パーパスと掲げている。地域の自然や文化といった資源が失われると



岡本氏

産業や経済も衰退し、銀行も存在意義が無くなる考えである。サステナビリティ推進の取組みとして、ESG投融资やカーボンニュートラル宣言、国際的なイニシアチブ(TCFDやTNFD開示)への対応などをホールディングスで行っている。

そのような中で脱炭素に関する取組みとして、顧客である中小企業に、セミナー・勉強会や、CO₂排出量算定システム「炭削くん(たんさくくん)」にて企業活動におけるCO₂排出量を算定し、レポートを提供するとともに、カーボンニュートラルコンサルティング等のエンゲージメントも行っている。「炭削くん」は肥後銀行が独自に作成したCO₂排出算定システムで、脱炭素経営の実現に向けた支援メニューを提供することで企業価値を高める支援を行っている。

生物多様性に向けた取組みとしては、TNFD開示、JBIB(企業と生物多様性イニシアチブ)や30by30アライアンス加入のほか、約20年前から行っている阿蘇くじゅう国立公園内の「大観の森」での植樹や棚田の保全再生、人吉の「緑の流域治水プロジェクト」、昨年度開始した海の保全(芦北高校によるアマモ場再生への支援等)などが挙げられる。

●環境コンサルタントのTNFDへの関わり

TNFDにおいてすべきことは4つ、①指標をつくって企業活動による自然への影響を評価すること、②環境への影響を低減すること、③モニタリングすること、④貨幣価値をつけることであろう。特に④はこれまでの環境コンサルの業務内容とは異なり、環境コンサル単体ではなく金融機関とアライアンスを組む等、タッグを組んで進めたい。



瀬口氏

●地方銀行のTNFDへの関わり

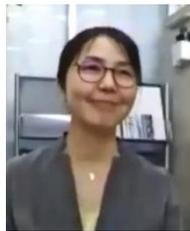
メガバンクの投融资先は世界的企業が多く、Scope3としての各社のTNFDの評価対象は、世界各地に広がるサプライチェーンの分析を行う必要がある。コンサルティングは監査法人系や金融シンクタンクなどがビックデータ等を活用して行っている印象である。

一方で、国内の企業が国内の自然環境に与えている影響、どのような低減や回復ができるのかといった評価はそれとはレベル感が異なる。ビックデータだと、国内の評価に利用するには粗すぎることや、日本の二次的自然の生態系の価値が世界では評価されない等の特徴もある。二次的自然の生物多様性は、世

界にしっかりアピールしていく必要があるし、日本が昔から自然と共生して文化や産業を営んできた背景が、TNFD開示予定の企業数が世界1位となっている一因だとも言われる。地方銀行としては、今後、地域に根差した情報が必要となってくるので、地域をよく知る環境コンサルが自治体に提案され、生物多様性地域戦略の策定促進や同戦略にセンシティブ・マップなどの情報が組みこまれることを期待する。環境コンサルにしかできない分野かと思われる。

●海外と日本のTNFDに対する印象

日本人が感じる自然と文化の係わりといったものは、アジアやアフリカの国々でも同様でそれぞれの地域の自然の解釈が文化に根付いている。TNFDのコンサルティングでは、グローバル企業は当然、世界基準に則る必要がある一方、地域の特性に則した評価視点とのバランスは非常に重要と感じる。TNFD評価ツールが無数にある中、そういった面で、国内の大学などで研究開発されるツールが非常にしっくりくる場合も多い。



菊池氏

今まで日本が国際的な取組みと距離を置いてきてしまっている面もあり、環境省では国際標準とのタイアップが重要との認識がある。そこに日本独自の里山などの自然観をどう反映させていくかといった課題は、共通認識としてはあるが、技術的な具体論はなお今後の課題である。

●TNFDを活かした地域の自然環境の保全

京都の河川の事例で、漁業資源として経済価値をもつ魚類を、放流するのではなく産卵床を整備することで増殖させる取組みがある。こういった地域の環境保全の取組みはTNFDと結びつくのではないかと考える。

TNFDは企業の事業活動に直接的またはサプライチェーンなど間接的にでも関連するエリアでないと認められない。地域の河川や海の自然環境保全は、その地域で事業活動を行う企業にとって、地域の水環境の保全といった面で関連づけが可能であろう。自然再生は公共事業のみならず、いかに民間資金を投入していくかが重要となってきている。地方銀行としてはその橋渡しができるを考える。地域で重要な自然環境の保全に必要な資金を民間企業の協力により得ることで、企業側もその活動をTNFD開示できるという可能性は十分ある。それにより地域の価値の向上や自然共生

サイトとしての登録もできる。そのためには、精緻な現場のデータが必要であり、環境コンサルの地べた(地域の環境)をみる力は非常に重要である。

また、地域の中で保全あるいは回復すべき自然環境がどこにあるのかといった情報(センシティブ・マップ)も重要で、自然再生・保全の意義や効果を説得力をもって説明できることで企業側の資金の導入意欲も高まるであろう。自治体が作成している生物多様性地域戦略がその手掛かりとなるであろう。

●国内の自然環境データの集約と開示

海外のサプライチェーンのTNFD評価においては、必要な情報を収集できるデータベースが比較的充実しているようであるが、一方で国内での企業活動の環境への影響を評価するにあたっては自然環境の情報が必ずしも得やすい状況にあるとは言えない。公共の業務で実施している調査データは集約して開示していく動きも必要ではないか。国土交通省の業務の調査成果は、近年、GBIF(地球規模生物多様性情報機構)に登録する動きもある。

(研究委員会 三好文)

4. 令和6年度第3回技術セミナー報告

1. 開催日：令和7年1月20日（月）
2. 開催場所：NECTA会議室（オンライン開催）

3. 技術テーマ及び講師

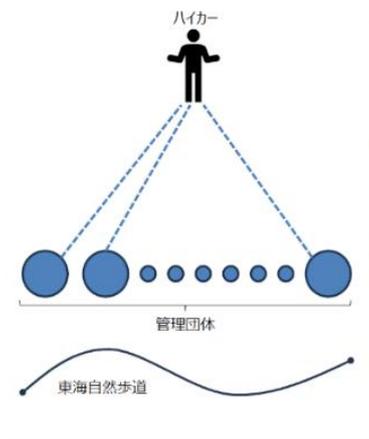
- (1) 東海自然歩道の活性化の方向性
 - ・環境省 自然環境局 国立公園利用推進室長 佐々木真二郎氏
- (2) みちのく潮風トレイルにおける管理運営の実際と課題
 - ・認定NPO法人みちのくトレイルクラブ 事務局長・常務理事 相澤久美氏

4. セミナー概要

(1) 東海自然歩道の活性化の方向性

●現状の整理

魅力的で歩ける一本の長い道はある。しかし、ハイカーから見ると一本には繋がっていない。



【ハイカー】

- ・一本の長い道として歩きたい人は一定数いる
- ・トレイルのメンテナンスなど、管理運営に参加したいハイカーもいる
- ・海外からのハイカーが存在
- ・マップ、路線状況などの情報入手方法、情報精度にばらつきがある
- ・このため、一統きの道として歩くための計画を立てることが困難
- ・リアルタイムの情報を期待（危険箇所、迂回箇所等）

【東海自然歩道で重視された考え方】

- ・50年前に重視された考え方は今でも色褪せない
- ・一方で、地域社会、自然体験、観光、ロングトレイルに対する国内外からの注目といった東海自然歩道を取り巻く状況は変化
- ・現在ならではの視点で、価値を捉え直すことが必要

【官民による多様な管理団体】

- ・行政、民間がそれぞれの地域ごとに、責任感を持ち管理している
- ・整備予算・施工の担い手、支障木の処理、利用情報の収集、マップ更新、管理・監視委託団体・地域の高齢化などが課題
- ・積極的な活用（イベント、プロモーション、海外発信）が課題
- ・管理団体間での情報共有・連携が課題

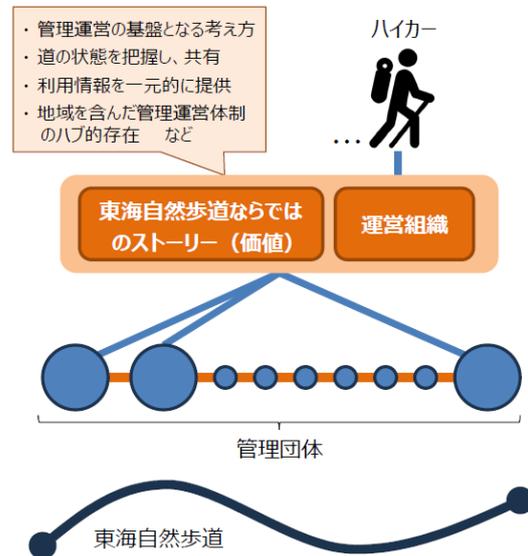
【東海自然歩道】

- ・魅力的なルート、一本の道として歩けるレベルの管理がされている
- ・東海自然歩道に期待する地域の人々が存在
- ・歩いている人が少ない
- ・利用のための施設は、一部老朽化、不足しているものがある

22

●東海自然歩道の活性化に向けて-ありたい姿-

ハイカーが一本の長い道を歩ける。ハイカーと地域の人との交流を通じて地域が活性化し、地域の人、ハイカー、管理に関わる人、すべての人のウェルビーイングが実現する。



- 管理団体と運営組織：全国のロングトレイルごとに状況は異なるが、本文書では以下の考え方としている
- 管理団体：歩道や付帯施設の所有者・管理者、または、地域で歩道等の維持管理をする団体（トレイル全線に対して部分的に関わる）
- 運営組織：トレイル全線の管理状況の把握と利用促進、広域連携を促すもの（トレイル全線に関わる）

【ハイカー】

- ・海外の人も含めて、計画を立て、一本の長い道として歩ける
- ・トレイルのメンテナンスなど、管理運営に参加したいハイカーもいる
- ・チャレンジし、安心して歩くことができ、管理団体や地域の人に感謝し、自然の中でありのままの自分でいられ、この国を知り学ぶことで、幸福度が高まる
- ・一本の道にチャレンジするハイカーがいるから、部分的に歩く人も増える

【東海自然歩道ならではのストーリー（価値）】

- ・開通当時に重視された考え方を再確認するとともに、社会の変化に合わせた新たな魅力・価値を沿線地域で発掘・共有（新たな観念の例：インバウンド需要、アドベンチャータラベル、地域の活性化、オーバーツーリズム解消等）

【運営組織】

- ・民間セクターが参画することで、きめ細やかなで広範な連携・協働関係が構築でき、継続的な運営が可能に
- ・地域、ハイカー、管理団体のそれぞれの事情を理解し、東海自然歩道を愛し、熱い思いを持った人材が継続的に運営に関わることで、対話と協働を加速し、歩道の価値を対外的に伝えていくことができる

【官民による多様な管理団体】

- ・ハイカーがいて、感謝されるから、管理にやりがいを感じられる
- ・ハイカーがいるから、整備予算も確保しやすくなる可能性
- ・ハイカーやサポーターと連携した管理体制を構築できる可能性
- ・マップ更新、情報収集・発信のコスト削減ができる可能性
- ・管理団体間での情報共有・連携が進み、効果的な維持管理・発信方法のヒントが得られる

【東海自然歩道】

- ・海外の人も含めて、適正な人数で、今より多くの人々が歩いている
- ・トレイル作りを楽しみながら参加している地域の人々がいる
- ・維持管理の充実、ハイカーのニーズに基づいた不足施設の解消
- ・地域の人々がハイカーと交流し、地域経済が活性化し、町が元気に

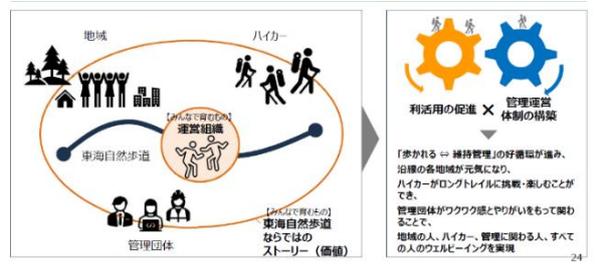
23

●みんなで育む東海自然歩道

- ・主役は、「地域」と「ハイカー」。東海自然歩道は、相互交流するための舞台
- ・ストーリーを捉え直し、運営組織を育てる

ことで、地域、ハイカー、管理団体のつながりが強まり、「歩かれる⇔維持管理」の好循環が実現

- ・まずは、関わる人たちが主体的に取り組み、みんなで対話・協働ができる「場」が必要



●東海自然歩道について

<概要>

- ・我が国最初の長距離自然歩道
- ・東京都八王子市の「明治の森高尾国定公園」から大阪府箕面市「明治の森箕面国定公園」までの太平洋ベルト地帯の背後（現在11都府県60市町村）を結ぶ、総延長1,748kmに及ぶトレイル。1974年（昭和49年）7月に全線開通。緑豊かな自然と貴重な歴史文化財を訪ねながら、心身の健康と安らぎを得るための場として整備された
- ・東海自然歩道構想の背景には、高度経済成長期の国土の急激な都市化、モータリゼーションの進行等に起因する社会的課題があった（「人間性の回復」「歩くことの復権」）。また、当該歩道を軸線として利用性の高い自然公園を帯状に配置することにより、都市のスプロール化に対する自然保護の防波堤の機能を目指すとした
- ・沿線の関係団体による連絡会、東海自然歩道連絡協会が1989年（平成元年）に設立。現在の加盟数は52団体

<自然歩道で重視されている考え方>

- ・歩くことの復権、人間性の回復：「自分の足で自然や歴史にふれることは人間性をとりもどすいい機会になる。」「人間らしい豊かな心を育てることにもなる」「高速道路や新幹線に頼りすぎ、歩くことを忘れては人間の生活がいびつになる」等（新聞各紙）
「この計画は人間尊重と自然愛護の発露」（S44. 6. 佐藤栄作内閣総理大臣）
- ・都市のスプロール化に対する自然保護の防波堤：東海道メガロポリスの外縁部に連なるように帯状に自然公園地帯に設定することにより、残された日本の美しい自然や文化財を保護すると同時に、無統制な開発を

阻止（S44. 大井道夫（厚生省国立公園部計画課長））

- ・国民の野外レクリエーション確保：急増する野外レクリエーション需要に応えつつ国立公園等の過剰利用を緩和（藤原孝夫（自然公園審議会委員、国立公園協会副会長））
- ・推進体制：国民の総力で歩道を整備できるための事業推進団体ができることを期待（S44. 大井道夫（厚生省国立公園部計画課長））

(2)みちのく潮風トレイルにおける管理運営の実際と課題

○管理運営の実際

- ①運営計画に定められている統括本部の役割
 - ・情報管理するための体制が、持続的、効果的に機能するように、その体制内外の連携を図ること
 - ・情報管理する方法を定め、運用すること
 - ・状態把握にかかる情報を集約し必要に応じてサテライト等に助言を行うこと
 - ・みちのく潮風トレイルの利用を促進すること
- ②具体的取組み：体制<内>の連携を図る（構成員）/年に2回の地域連絡会、サテライト連絡会を開催
 - ・構成員間の連携をつなぐ、促進する役割は重要
 - ・顔の見える関係が大事、信頼関係を構築する必要あり
 - ・憲章への共感が重要、ポスター作り普及につとめている
 - ・引き継ぎは難しいが地域連絡会の年初の会議で毎年共有
 - ・憲章動画も作成しみてもらっている
- ③具体的取組み：体制内外の連携を図る（構成員+地域）/結果、各構成員がその役割を認識し取組みは拡大する
 - ・各構成員の取組み支援も重要（県や自治体、構成員以外との連携）
 - ・構成員以外の参加協力を促すことも重要（地域事業者、住民、企業、学校）
 - ・取組みの広がる背景には歩く人の数の増加（ハイカーはスローで目立つ）
- ④具体的取組み：体制<内外>の連携を図る（構成員以外）/広がり続けている協働
 - ・地域のサポーター 200超
 - ・ハイキングパスポートの登録施設 200超（いずれも日々増加中）
 - ・地域住民のサポート（軽トラのおじちゃん、お茶っこおばちゃん、把握しきれず）

- ・地域団体との協働→三陸ジオパーク、三陸国際芸術祭等
 - ・企業のサポート
 - ・メディアの支援
 - ・海外のトレイル等との協働/ AT、PCT、アジアトレイルネットワーク、ヨルダントレイル、Via Transilvanica (ヴィア・トランシルバニカ：ルーマニアのロングトレイル)
- ⑤具体的取組み：情報管理・情報を集約・提供→利用促進/利用者が安心して歩ける情報を集約し、提供する
- ・関係自治体から情報を集約、ルート、観光情報を発信
 - ・提供ルートは最新状態を確保
 - ・災害、危険情報、迂回路情報等注意情報の収集・発信
 - ・情報発信のためのHPの運営、SNSの運営（全て日英併記）
 - ・館内での窓口対応（カウンター、電話、メール、SNS）
 - ・相談会の実施など
- ⑥役割2：情報管理・情報を集約・提供→利用促進/利用者が安心して歩ける情報を集約し、提供する
- ・ハイキング・マップブックの制作販売
 - ・データブックの制作販売
 - ・ガイドブックの制作販売
 - ・メディアへのアプローチ、取材交渉、情報提供（国内外）
 - ・ファングッズの制作販売
 - ・ツアー造成（主にインバウンド）

●管理運営の課題

- ①持続可能な取組みにするために・・・/環境保全、地域の受入強化、地域への配慮
- ・トレイルルート質の改善、持続可能な道→整備体制の確立
 - ボランティアの活用
 - 整備イベント実施
 - ・地域とハイカーの幸せな出会いを守る
 - ハイカーへの教育
 - 地域理解の促進
 - オーバーツーリズムの警戒
- ②ハイカーへの教育
- ・自然環境を保全しトレイルと地域の暮らしを守る
- ③地域理解の促進
- ・ポスターを各地に掲示しているが、まだ行き届かず。勉強会の開催も引き続き必要。
- ④ハイカーを知る
- ・デイハイカー：日帰りで楽しむ人
 - ・セクションハイカー：複数日歩いて楽しむ人

- ・スルーハイカー：一気に全部歩く人、何回も通って全部歩く人
- ⑤整備体制構築/整備ボランティア制度の運用
- ・登録者は123名（2024年10月現在）
 - ・2020年度に運用開始
 - ・維持管理活動に協力したい人に登録してもらい、各地の維持管理活動に参加してもらうための仕組み。運用は軌道に乗っていない。
- ⑥ガイドラインの作成
- ・トレイルの整備手法を学び、全線での統一を図る
- ⑦質の向上
- ・トレイルの質向上の体制づくり、普及
 - ・近年の度重なる豪雨や台風による被害に対応できるよう地元で人材育成
- ⑧自然を観察し学ぶ
- ・自然観察をし、破壊されるメカニズムも学び、保全の意識を高める。
- ⑨持続可能性を担保/整備活動を持続させるために、収益化を図る
- ・整備モニターツアーの実施
 - ・トレイルテープの代替品の検討
- ⑩財源の確保
- ・利用者が増え、職員役割も増加・人員増強が必須
 - ・地域支部の開設も必要、2025年度より実施
 - ・トレイル運営には、運営団体の安定した運営が必須
 - ・職員が安心して働ける環境（報酬）が必要



<みちのく潮風トレイル憲章>

2011年3月に発生した東日本大震災は、東北太平洋沿岸に未曾有の被害をもたらしました。千年に一度と言われる自然の猛威に直面し、自然とどのように向き合うべきか国内外問わず世界中の多くの人たちが考えざるを得ない大きな転換点となりました。

環境省は震災後、持続可能な地域づくりを目指すと共に豊かな自然と地域の暮らしを未来に引き継ぐため、「グリーン復興プロジェクト」を策定し、取り組みを進めてきました。その取り組みの一つが、「みちのく潮風トレイル」です。自然と人との関わり方を考えるために「自然の中を歩くこと」の大切さを提唱し続けた加藤則芳氏より、「三陸海岸の国立公現地園を通るナショナルトレイルを官民協

働で」との提言を受け、青森県八戸市から福島県相馬市までの4県28市町村※にまたがり太平洋沿岸を一本の道でつなぐ、海岸のロングトレイルが誕生しました。

1. 美しい自然や景観はもちろんのこと、地域に暮らし人々とこの地を訪れる人々との交流、自然の恵みと震災の記憶、自然との共生の中で育まれた暮らしや歴史・文化を大切に、このトレイルに関わる人々にとって「自然と人の共生を示す象徴の道」となり、誇りあるナショナルトレイルとして存続することを願い、ここに6つの憲章を定めます。美しい風景と風土を楽しむ道とします
2. 地域に暮らす人々とこの地を訪れる人々の間に心の交流が生まれる道とします
3. 自然の優しさと厳しさを胸に刻む道とします
4. 震災をいつまでも語り継ぐための記憶の道とします
5. 豊かな自然・文化を次世代へ受け継ぐ道とします
6. 歩くことを愛するすべての人々を歓迎し、皆で育てる道とします

※ 2023年3月に宮城県角田市が新たにみちのく潮風トレイル運営計画構成員に参画し、4県29市町村にまたがるロングトレイルとなりました。

- みちのく潮風トレイルにおける管理運営において、みちのく潮風トレイル憲章を共有することは、管理運営を進める者が同じ方向を向くために役立つとのことでした。

(NECTA事務局 深見幹朗)

5. NECTA最近の動き

○ 委員長の交代

この4月より企画運営委員長に就任しました前総務委員長の上杉です。総務委員長の後任には、いであ株式会社の築島さんが就任し、事業委員長は西武造園株式会社の河野さんから寺崎さんに交代しました。新たに就任した3委員長をよろしくお願ひします。

○ 一般社団法人化から20年

当協会は、2002年に任意団体の「自然環境共生技術フォーラム」として発足し、2004年に「社団法人自然環境共生技術協会」を設立してから20周年の節目を迎えました。5月27日に、20周年を記念してシンポジウムを開催します。巻頭言の環境省番匠課長の記事にありますように、地域生物多様性増進法が4月1日から施行されます。同法に基づく増進活動実施計画の認定等の事務を行う独立行政法人環境再生保全機構の担当者にもご登壇いただき、自然共生サイトの今後の方向等をテーマに、パネルディスカッションを行います。シンポジウムの概要はお知らせにあるとおりです。ふるっでの参加をお願いします。

○ CoNECT2025

第8回CoNECTを、6月27、28日に開催します。初日の特定テーマは「野生生物」で、多くの応募があり、採択された8件の発表を予定しています。本号発刊のころは一般発表の募集締め切りを迎えていると思いますが、こちらもふるっでの参加をお願いします。

(企画運営委員長 上杉哲郎)

6. 協会活動報告 (令和7年1～3月)

【委員会活動】

<企画運営委員会>

- ・令和6年度第10回令和7年1月12日/環境省との意見交換会、20周年記念事業、CoNECT2025について
- ・令和6年度第11回令和7年2月10日/CoNECT2025、20周年記念事業、令和6年度第2回理事会、審議委員会について
- ・令和6年度第12回令和7年3月10日/CoNECT2025、20周年記念事業、令和6年度第2回理事会、審議委員会、NECTA地方支部・連絡会について

<事業委員会>

- ・技術士講習会の準備

<広報委員会>

- ・NECTA NEWS 第84号/令和7年4月15日発行

<研究委員会>

- ・令和6年度第6回研究委員会/令和7年1月20日各研究会の近況報告、20周年記念シンポジウムでの発表について

【研究会活動】

報告するものはございません。

7. お知らせ・イベント情報

■ 環境省新年挨拶廻り

以下のとおり、環境省各事務所等に新年の挨拶に伺いました。NECTAの活動内容や各社の技術をPRするとともに、意見交換を行ってきました。

○1月7日(火)

北海道地方環境事務所 参加者：11名

○1月8日(水)

釧路自然環境事務所 参加者：5名

関東地方環境事務所 参加者：7名

皇居外苑管理事務所 参加者：7名

新宿御苑管理事務所 参加者：7名

○1月9日(月)

信越自然環境事務所 参加者：5名

○1月16日(木)

中国・四国地方環境事務所 参加者：10名

○1月20日(月)

九州地方環境事務所 参加者：6名

○1月21日(火)

近畿地方環境事務所 参加者：7名

京都御苑管理事務所 参加者：6名

○1月27日(月)

沖縄奄美自然環境事務所 参加者：8名

■ 環境省との意見交換会

NECTAでは、「新春特別セミナー」として、環境省からの自然環境施策のご説明及び会員との意見交換をお願いし、表題の会合を開催しました。

1. 開催日：令和7年1月28日(火)
2. 開催場所：NECTA会議室、リモート併用
3. 参加者：NECTA側約50名、
環境省側全国から約30名

4. 内容

15:00～15:05

挨拶 NECTA専務理事 市原 信男
趣旨説明等 総務委員長 上杉 哲郎

15:05～15:15 令和7年度環境省重点説明

環境省自然環境計画課 笹淵調整官

15:15～17:00 意見交換

※ 令和7年度環境省重点を中心に、テーマ毎
(①生物多様性、②国立公園(国民公園)、
③野生生物)に意見交換を実施

※ 冒頭、環境省担当官よりテーマ毎の重点事項
(関係予算案含む)を説明

■ 環境省人事

NECTAに関係すると思われる環境省各部署の人事異動情報(本年1月1日以降)を、公表された情報から、幹部級に限定して整理しました。

<4月1日付>

【本省課室長・地方環境事務所長級以上】

- ・自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室長
←番匠 克二(併)
- ・生物多様性センター長
←常富 豊
- ・自然環境整備課整備技術管理室長
←二戸 治(併)
- ・野生生物課外来生物対策室長
←中島 治美(併)
- ・皇居外苑管理事務所長
←杉山 徹
- ・信越自然環境事務所長
←松本 英昭(併)

【次長・国立公園管理事務所長級以上】

- ・北海道地方環境事務所次長
←西野 雄一(併)
- ・大雪山国立公園管理事務所長
←岡島 一徳(併)
- ・支笏洞爺国立公園管理事務所長
←若松 徹(併)
- ・関東地方環境事務所次長
←速水 香奈(併)

- ・関東地方環境事務所統括自然保護企画官
←宮澤 泰子
- ・日光国立公園管理事務所長
←有山 義昭（併）
- ・吉野熊野国立公園管理事務所長
←加藤 雅寛（併）
- ・中国四国地方環境事務所次長
←永長 大輔（併）

■ 「整備技術管理室」の設置について

環境省自然環境局自然環境整備課
整備技術管理室 室長 二戸 治

環境省では、自然環境局自然環境整備課内に「整備技術管理室」を令和7年4月1日に設置しましたので、お知らせいたします。

近年の公共事業においては、新しい技術の導入やインフラ長寿命化、積算や入札制度、事業用地の確保や損失補償等、各分野で高度かつ専門的な知識や技術が求められています。また、人口減少問題には、省力化が必要とされており、国立公園の施設整備においてもデジタル技術（DX）や最先端の技術を積極的に取り入れることが不可欠となっています。

「整備技術管理室」は、各種問題への対応と国立公園おける統一的な質の高い施設整備の実施に向け、技術基準類の整備と地方環境事務所等への技術的支援を行うことにより、国立公園の魅力向上を推進していきます。

■ 第8回自然環境共生技術研究会開催のお知らせ

自然環境行政に携わる環境省職員および関連事業に従事する民間企業の技術者が一堂に会し、各々が有する技術や情報の共有を通して、より実効性の高い自然環境共生技術を探求する場として、今年も環境省自然環境局と一般社団法人自然環境共生技術協会（NECTA）の共催で「自然環境共生技術研究会（CoNECT2025）」を開催します。

今回のCoNECT2025では前回から引き続き、第1日目を「特定テーマ」に関する発表を集め、第2日目には幅広い分野の「一般発表」とする2部構成としました。皆様是非ご参加ください。

【特定テーマ】

「野生生物」

野生生物（希少種、鳥獣、外来種）の調査、保護・管理の技術的手法や制度、地域などにおける取り組み事例など

【開催日時】

2025年6月26日（木）・27日（金）

【開催方式】

実会場での集合形式およびオンライン形式の併用

【実会場】

TKP新橋カンファレンスセンター（発表者、運営関係者のみ集合）

【オンライン】

Web会議ツール（Web-exを予定）による登録制参加

■ NECTA委員会人事異動のお知らせ

当協会の下記委員長について人事異動がございましたのでお知らせいたします。

【企画運営委員長】

（前任）神田 修二

（新任）上杉 哲郎

【総務委員長】

（前任）上杉 哲郎

（新任）築島 明

【事業委員長】

（前任）河野 勝

（新任）寺崎 俊司

■ NECTA20周年記念シンポジウムのお知らせ

当協会は、2003年の自然再生推進法施行と協調し、2004年に「社団法人 自然環境共生技術協会」を設立してから20年の節目を迎えました。

今般、国内外においてネイチャーポジティブを目指すこととなり、特に大きな目標の一つである「30by30」関係では、国が2023年から「自然共生サイト」を進めており、2024年にはその根拠法となる「地域生物多様性増進法」が策定され、2025年4月から施行されることとなりました。

こうした自然環境共生に係る状況を踏まえ、特に、ネイチャーポジティブや自然共生サイトの更なる進展に寄与していくための自然環境共生技術をテーマに記念シンポジウムを開催いたします。併せて、「30by30アライアンス」にかかる情報を広く発信いたします。

【テーマ】

ネイチャーポジティブに向けて自然環境共生技術が果たす役割ー生物多様性の維持・回復・創出を支える自然環境共生技術ー

【開催日時】

2025年5月27日（火）14：30～17：30

【場所】

航空会館 7階（YouTube配信併用）

【参加費】

無料／但し事前登録制（どなたでもご参加いただけます）

【主催】

（一社）自然環境共生技術協会

【協力】

環境省自然環境局、（独）環境再生保全機構

【後援】

国土交通省、農林水産省（予定）

【プログラム】

- ・自然環境共生技術の20年（取組事例報告）
- ・特別講演
 1. 「ネイチャーポジティブ実現のための展望と課題」 勢一 智子氏（西南学院大学教授）
 2. 「ネイチャーポジティブ実現のための自然環境共生技術のこれから」 三橋 弘宗氏（兵庫県立人と自然の博物館主任研究員）
- ・パネルディスカッション「自然共生サイトのこれから」

9. 会員からのお知らせコーナー

NECTA NEWSでは、「会員からのお知らせコーナー」への寄稿を募集しております。本コーナーでは、会員各社の技術情報や研究成果等を掲載しております。

ご要望がございましたら、まずNECTA事務局へご連絡いただけますと幸いです。

《編集後記》

広報委員として84号の幹事を務めさせて頂きました（株）地域環境計画の荻本です。まずは、巻頭言に寄稿いただいた番匠様をはじめ、お忙しい中にも関わらず、寄稿頂いた皆様には感謝致します。

お知らせ・イベント情報にもあります通り、今年はこれからCoNECT2025、20周年記念シンポジウムと、イベントが盛沢山の時期を迎えます。NECTAニュースでも報告して参りますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

（広報委員 荻本央）